

令和5・6年度新発田市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領

令和5年4月
新 発 田 市

令和5・6年度において、新発田市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等の業務（以下「建設コンサルタント等業務」といいます。）の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」といいます。）に参加しようとする方は、新発田市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成13年新発田市告示第6号）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

【目 次】

第1 申請するにあたって

1	提出期間及び提出方法	1
2	参加資格の有効期間	1
3	資格参加申請をすることができる方	1
4	参加資格の種類	2
5	申請内容に変更等があった場合	2
6	提出先及び問合せ先	2
7	別表	3

第2 申請書類について

1	提出書類一覧	4
2	提出書類の記入方法等について	4
①	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書等提出チェックシート	4
②	建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書 【第1号様式】	4
③	入札参加希望業種（部門）一覧 【第1号様式の別紙1】	6
④	入札参加希望業種（部門）実績 【第1号様式の別紙2】	6
⑤	営業所（主たる営業所を除く）一覧表 【第2号様式】	7
⑥	委任状	7
⑦	技術職員調書 【第3号様式】	8
⑧	技術職員経歴書	8
⑨	登録を受けていることを証する書面	9
⑩	営業実績があることを証する書面	9
⑪～⑭	納税証明書	9
⑮	暴力団等排除及び法令遵守の誓約書	10
⑯	資本関係・人的関係に関する届出書	10

第1 申請するにあたって

1 提出期間及び提出方法

(1) 提出期間

令和5年5月8日(月)～令和6年9月20日(金)(土・日・祝日を除く8時30分～17時15分)

(2) 提出方法

「6 提出先及び問合せ先」へ郵送又は持参してください。(原則郵送)

(3) 注意点

ア 提出部数 1部

イ 提出の際は、紙ひも、ホチキス綴じ又はクリップ留めとしてください(ファイル綴じ、黒紐綴じは不可)。

ウ 受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、切手を貼ったはがき又は返信用封筒を同封してください。

2 参加資格の有効期間

名簿に登録された日～令和7年4月30日まで

3 資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、別表の「資格業種」ごとに「資格審査を申請することができる者」の欄に掲げる方です。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同令167条の11第1項において準用する場合も含む。)各号のいずれかに該当すると認められる者

また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者。

(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者。

(4) 暴力団員であると認められる者。

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者。

(7) 法人であって、その役員(その支店又は営業所の代表者を含む。(8)において同じ。))が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの。

(8) 法人であって、その役員のうち(4)から(6)までのいずれかに該当する者があるも

の。

(9) 新発田市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

4 参加資格の種類

別表の「資格業種」の、それぞれの業種（部門）ごとに資格審査の受付をします（業種・部門の詳細は、提出書類の「③ 入札参加希望業種（部門）一覧【第1号様式の別紙1】」でご確認ください。）。

5 申請内容に変更等があった場合

申請書等提出後に申請事項に変更があった場合、「変更の届出」が必要です。詳しくは、新発田市ホームページの「建設工事及び建設コンサルタント等業務の入札参加資格変更届について」をご覧ください。

6 提出先及び問合せ先

新発田市契約検査課 工事契約係（ヨリネスしばた6階）

〒957-8686 新発田市中心3丁目3番3号

Tel 0254-28-9600（直通）

Fax 0254-28-9670

別 表

資格業種	資格業務に係る業務内容	資格審査を申請することができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月建設省告示第717号）の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年4月建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月建設省告示第1341号）第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者（以下「登録建築設備士」という。）及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価業務	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験（CBR試験）	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者

第2 申請書類について

1 提出書類一覧

申請書及び添付書類等	区 分	
	市内業者 [注1]	市外業者 [注1]
① 令和5・6年度建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書等提出チェックシート	◎	◎
② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】[注2]	◎	◎
③ 入札参加希望業種（部門）一覧【第1号様式の別紙1】[注2]	◎	◎
④ 入札参加希望業種（部門）実績【第1号様式の別紙2】[注2]	◎	◎
⑤ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】[注2]	◎	◎
⑥ 委任状	△	△
⑦ 技術職員調書【第3号様式】[注2]	◎	◎
⑧ 技術職員経歴書[注2]	◎	◎
⑨ 登録を受けていることを証する書面（写し可）	◎ ※	◎ ※
⑩ 営業実績があることを証する書面（写し可）	◎ ※	◎ ※
⑪ 新発田市の納税証明書（写し可）	◎	×
⑫ 新潟県の納税証明書（写し可）	×	△
⑬ 法人税又は所得税の納税証明書		
⑭ 消費税及び地方消費税の納税証明書（「その3の3」又は「その3の2」）（写し可）	◎	◎
⑮ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書	◎	◎
⑯ 資本関係・人的関係に関する届出書	◎	◎

◎：必須（記入すべき事項がない場合は、「該当なし」と記入してください。）。

※：⑨⑩は業種ごとにどちらか一方が必要です。

△：該当がある場合

×：提出不要

[注1]「市内業者」とは、新発田市内に入札・契約行為を行う営業所を有する方を、「市外業者」とは市内業者以外の方をいいます。

[注2]上記の提出書類一覧表の②③④⑤⑦⑧は新潟県様式の書類でも可とします。ただし、県様式で提出する場合は、②の申請書の申請年度を「令和5・6年度」あて先を「新発田市長」と変更し提出してください。

2 提出書類の記入方法等について

① 令和5・6年度建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書等提出チェックシート

申請者は太枠の中のみ記入してください。提出する書類には「○」を、提出しない書類には「×」をプルダウンから選択してください。

② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】

(1)「申請者」の欄

商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記入してください。押印は不要です。

(2) 「入札整理番号」の欄

前回からの継続又は以前に新発田市建設コンサルタント等業務入札参加資格が認められた際の入札整理番号を記入してください。初めて申請する方は、空欄で提出してください。

(3) 「商号又は名称」の欄

ア 書き切れない場合は、「フリガナ」欄上部余白に記入してください。

イ 法人事業者は、次表に定めるとおり、法人の種類を表わす略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	有限責任事業組合	(責)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	一般社団法人	(一社)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)
合名会社	(名)	社団法人	(社)	一般財団法人	(一財)
合同会社	(合)	財団法人	(財)	公益財団法人	(公財)

ウ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字空けて事業主の氏名も記入してください。

エ 「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。その際に、上記表の略号は省略してください。

(株) 越後測量 の場合は、「エチゴソクリョウ」

(4) 「法人番号」の欄

国税庁から通知された13桁の番号を記入してください。(該当がある場合のみ)

注) 個人事業主の方は個人のマイナンバーを記入しないようご注意ください。

(5) 「代表者の役職及び氏名」の欄

ア 代表者の役職・姓・名の順に記入し、それぞれの間を1文字空けてください。

イ 「フリガナ」は代表者の氏名のみカタカナで記入してください。

(6) 「都道府県・市区郡町村名」の欄

・政令指定都市の場合(その他の県内市町村は下記の「一般的な記入例」となります。)

…………… 新潟県新潟市〇〇区、〇〇県△△市□□区、〇〇府△△市□□区

・一般的な記入例(上越市の〇〇区表示も含む。)

…………… 〇〇県△△市、〇〇県□□郡◇◇町、東京都〇〇市

・東京23区の場合 …………… 東京都〇〇区

(7) 「所在地」の欄

(6)に続く所在地を、「丁目」「番地」「号」については、「- (ハイフン)」により記入してください。ビル等の建物の名称は記入しないでください。

(8) 「フリガナ」の欄

「フリガナ」は、都道府県市区郡町村名、所在地をカタカナで記入してください。

(9) 「郵便番号」の欄

主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。

(10) 「電話番号及びFAX番号」の欄

0XX-XXX-XXXX 0XXX-XX-XXXX

0XXXX-X-XXXX 03-XXXX-XXXX

(11) 「自己資本額」の欄・「自己資本額」の算出欄

直前決算の自己資本額を記入してください。貸借対照表 純資産の部「純資産合計」の額を記入してください。

(12) 「営業年数」の欄

ア 競争入札等に参加を希望する業種に係る事業を開始した日から、直前の事業年度の終了の日（以下、審査基準日という。）までの営業年数を記入してください。

イ 1年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。

ウ 2以上の業種について入札参加を希望する場合で、当該事業を開始した日が異なるときは、最も古い事業開始の日から審査基準日までの営業年数を記入してください。

(13) 「技術職員数」の欄

審査基準日における職員〔注3〕のうち、「技術職員調書」に掲げる資格を有する方（技術職員）の実人数を記入してください。

〔注3〕 職員とは、期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主、及び法人事業主における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下、同じです。

(14) 「事務職員数」の欄

審査基準日における職員のうち、営業・総務・管理等の事務関係の業務に主に従事している方の実人数を記入してください。

(15) 「その他の職員」の欄

審査基準日における職員のうち、技術職員及び事務職員以外の方の人数を記入してください。

③ 入札参加資格希望業種（部門）一覧【第1号様式の別紙1】

「入札参加希望業種」について、営業実績による申請の場合は、「営業実績による申請」にプルダウンから「1」を選択してください。それぞれの登録規程に基づく登録を受けている場合は、「登録資格の有無」にプルダウンから「1」を選択してください。

④ 入札参加希望業種（部門）実績【第1号様式の別紙2】

(1) 「直前2年度の年間平均実績高」の欄

入札参加を希望する業種ごとに、審査基準日の直前2年度の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を2で除して得た額を、千円単位、右詰めで記入してください。（千円未満、端数切り捨て）

(2) 「前々年度分決算」及び「前年度分決算」の欄

ア 「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいい、「前年度」とは審査の申請をする日の直前の事業年度をいいます。

イ それぞれの事業年度ごとに、千円単位、右詰めで記入してください。

(3) 「登録番号」及び「登録年月日」の欄

ア 入札参加を希望する業種ごとに、登録状況について、登録番号及び登録年月日を記入してください。

イ 一の業種で異なる登録番号又は登録年月日がある場合は、それぞれ2段（又は3段）で記入してください。

⑤ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第2号様式】

主たる営業所に代わって、新発田市と建設コンサルタント等業務の契約を締結する営業所のうち、次に掲げる営業所について記入してください。（主たる営業所はここに記入しないでください。）

なお、該当がない場合は、「該当なし」と記入して提出してください。

区分	営業所の所在地	記入を求める営業所の範囲	営業所番号
市内業者	市内に所在する営業所	主たる営業所から「⑧ 委任状」に示す委任を受けている営業所	80
		上記以外の市内に所在する営業所	01から順に付番
市外業者	市外に所在する営業所	主たる営業所から「⑧ 委任状」に示す委任を受けている営業所	80

(1) 「営業所番号」の欄

上記表の区分に従い、80又は01～を記入してください。

(2) 「営業所の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

《例》 (株)越後測量 新発田支社 の場合 「新発田支社」と記入してください。

(3) 「営業所の代表者の役職及び氏名」の欄

「② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の(5)の欄に同じ。

(4) 「営業所の所在地」の欄

「② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の(6)(7)の欄に同じ。

(5) 「連絡方法」の欄

「② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の(9)(10)の欄に同じ。

⑥ 委任状

主たる営業所に代わって、新発田市との入札・契約行為を営業所に委任する方のみ提出してください。書式は任意ですが、以下の点に注意し、作成してください。

(1) 委任者は、本人（法人の場合は代表者。以下同じです。）であること。

(2) 受任者は、主たる営業所に代わって新発田市との委託業務の契約について、全て責任を負う営業所の代表であること。

(3) 委任する内容に、参加資格の有効期間（令和5年5月1日～令和7年4月30日）を通じて、新発田市が発注する建設コンサルタント等業務に係る本人の入札、見積、代金請求その他契約に関する行為が含まれていること。

(4) 委任状の提出先（あて名）は「新発田市長」であること。

- (5) 委任者及び受任者の押印があること。
- (6) 委任を受ける営業所は、一箇所に限ります。

⑦ 技術職員調書【第3号様式】

職員数は、審査基準日の人数を記載してください。

(1) 「人数」の欄

ア 「資格名」に掲げる資格を有する職員数を、それぞれ右詰めで記入してください。

イ 1人の職員が2以上の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

(2) 技術士の「人数」欄の記入について

計上できるのは、下表の選択科目のうちいずれか1つ以上を選択している場合です。なお、同一部門において、異なる選択科目により合格している場合には人数を重複して計上してください。

部門名	選択科目
総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	以下の「建設部門」「農業部門」「森林部門」「水産部門」「電気電子部門」「機械部門」「情報工学部門」欄に記載の選択科目 (「上下水道部門」「衛生工学部門」は対象外。)
建設部門	「土質及び基礎」以外の選択科目
農業部門	「農業土木」のみ
森林部門	「森林土木」のみ
上下水道部門	全選択科目
電気電子部門	全選択科目
機械部門	「流体工学」「交通・物流機械、建設機械」「機械設計」
地質調査	建設部門のうち「土質及び基礎」 応用理学部門のうち「地質」
水産部門	「水産土木」のみ
衛生工学部門	全選択科目
情報工学部門	全選択科目
総合技術監理部門 (地質調査)	「地質調査」欄の選択科目

⑧ 技術職員経歴書

「② 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「技術職員数」に計上された技術職員の氏名、最終学歴、法令等による免許又は資格等、実務経験及び実務経験年月数について、それぞれ次のとおり記入してください。

(1) 「氏名」の欄

当該技術職員が、「⑤ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表」に記入された営業所に所属する場合に限り、当該営業所の名称を氏名の下に（ ）書きで記入してください。（所属する営業所が「⑤ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表」に記入された営業所以外である場合は、（ ）書きの必要はありません。）。

(2) 「最終学歴」の欄

ア 最終学歴に対応する学校の種類（大学院、大学、短期大学、高等学校、専門学校等）を記入してください。〇〇大学といった具体的な名称を記入する必要はありません。

イ 当該学校において専攻した学科の科目の名称を記入してください。

(3) 「法令等による免許等」の欄

ア 当該技術職員が有する法令等に基づく免許又は資格等を記入してください。

イ 1人が2以上の免許又は資格等を有する場合、それぞれの免許又は資格ごとに段を分けて記入してください。

(4) 「実務経験」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許等に関連した業務の中から任意に1件を選択し、その業務の内容及び担当した職名を記入してください。

(5) 「実務経験年月数」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等を取得した後、申請書等提出時までの実務経験の年月数を記入してください。

⑨ 登録を受けていることを証する書面

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうち、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている部門について申請する方は、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限る。）の写しを提出してください。（申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出してください。）

測量業務、一級建築設計業務、建築設備設計業務（実績により申請する場合を除く）、土地家屋調査業務、不動産鑑定評価業務、又は計量証明業務を申請する方はそれぞれの登録証明書等（写し）を提出してください。

⑩ 営業実績があることを証する書面

建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうちそれぞれの登録規程に基づく登録を受けていない部門について申請する方、及び建築設備設計業務（実績により申請する場合）、調査・試験業務又はその他の業務を申請する方は、当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。

契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容の分かるもの（仕様書等）も添付してください。また、提出する契約書等には、どの部門に関するものか分かるよう、付箋・インデックス等を付けてください。

⑪～⑭ 納税証明書

それぞれの税の証明書は、証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもので、未納税額のない証明書を提出してください。写しでも可とします。

(1) 新発田市の納税証明書 **※手数料 1通 300円**

市内業者のみ提出してください。納税義務が主たる営業所及び従たる営業所の両方にある場合は、それぞれの証明書が必要です。新発田市の納税証明書は、市収納課で交付します。交付申請する場合は、以下の点に注意してください。

ア 納税証明書を請求する際は、納税証明請求書及び本人確認書類（免許証や保険証など）を持参してください。

イ 代理人が納税証明書を請求する場合は、納税証明請求書の委任欄の記載が必要となります。

ウ 納税から数日しか経過していない場合は、納税の確認ができないときがありますので、税領収書を持参してください（納税証明書を請求する前に、市収納課へ電話でお問合わせください）。

(2) 新潟県の納税証明書

市外業者の方で、新潟県内に本社又は営業所のある方は、提出してください。

(3) 法人税又は消費税の証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書

下記のことを提出してください。

個人用：所得税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の2」

法人用：法人税と消費税及び地方消費税用は、納税証明書「その3の3」

⑮ 暴力団等排除及び法令遵守の誓約書

新発田市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第2条第1項第2号アからキまでのいずれにも該当しないこと及び各種法令を遵守することを誓約する書面です。内容を確認のうえ、主たる営業所の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職及び氏名を記入してください。押印は不要です。

⑯ 資本関係、人的関係に関する届出書

以下に記載の資本関係、人的関係にある会社について記入してください。該当がない場合は、「4 該当なし」を丸で囲み提出してください。 押印は不要です。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合です。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいいます。以下同じです。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除きます。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合